

「事業復活支援金」が始まります

「事業復活支援金」を申請したい！

11月から3月までの売上高が30%～50%以上減少した事業者の減収分を補助する制度です。必要書類をそろえて電子申請します。

給付額（最大）

年間売上高等	減収割合	
	50%	30～50%未満
法人	5億円以上	250万円
	1億円以上 5億円未満	150万円
	1億円未満	100万円
個人事業主	50万円	30万円

そんな時は民商へ

民商では、国や自治体の給付金や協力金の申請をサポートしてきました。持続化給付金と家賃支援給付金では、8万2,082件・797億円を実現しました。一時支援金や月次支援金の申請では、「不備ループ」に抗議し、審査の改善を求め、実態を無視した「不給付決定」の再審査を求めています。力を合わせて、支援金を申請しましょう。

1月から「改正」電子帳簿保存法が施行

電子帳簿保存法って何？



インターネットや電子メールなどでやり取りした取引情報は、書面（紙の請求書や領収書）での保存が認められなくなるって聞いたけど…

そんな時は民商へ

民商では、取引実態に合った記帳や計算の仕方を身に付け、電子帳簿保存法に対応できるようサポート！納税者の権利を守る活動を進めています。



民商で解決！

コロナ対策の協力金や給付金は課税対象

給付金に税金かかるの？



コロナ対策の事業者支援として実施した協力金や給付金に税金かかるってホント？

民商へ

国や自治体は、協力金や給付金を申告するよう迫っています。しかし、アメリカやフランスでは非課税です。民商では、非課税扱いにするよう要望するとともに、節税対策を進めています。

相談は、お近くの民商へ

インボイスの登録申請あわてないで民商に相談を